

広島県公安委員会告示第1号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成26年1月9日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名 (住所)	製造業者名 (住所)
3P1096	告示の日 (平成26年1月9日) から 3年間	ぱちんこ 遊技機	CR 咲-Saki-XLB	株式会社三洋物産 代表取締役 金沢 要求 (愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号)	左同
3P1113	同上	同上	CR 咲-Saki-YLA	同上	左同
3S1130	同上	回胴式遊 技機	パチスロ聖闘士星 矢黄金激闘編 YL	同上	左同